② 疑似患畜
ア 患畜が確認された農場で飼養されている家きん
イ 死亡、チアノーゼ等の高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる症状を示す家きんが確認された農場において飼養されており、かつ、次のいずれかに該当する家きん
(ｱ) 患畜又は疑似患畜(イ(ｱ)を除く。)に掲げる家きんに限る。)が確認された農場と疫学的関連のある農場（当該患畜又は疑似患畜が確認された農場と同一の飼料運搬車等が出入りしている農場）で飼養されており、簡易検査によりA型インフルエンザウイルスの抗原が検出された家きん
(ｲ) 遺伝子検査によりH５又はH７亜型に特異的な遺伝子が検出された家きん
(ｳ) 分離されたウイルスについて、遺伝子検査によりH５若しくはH７亜型に特異的な遺伝子が検出され、又はHI試験によりH５若しくはH７亜型であることが確認された家きん
(ｴ) 血清抗体検査によりH５又はH７亜型のA型インフルエンザウイルスに対する抗体が検出された家きん
ウ イに掲げる家きんが確認された農場において飼養されている家きん
エ 患畜又は疑似患畜（イに掲げる家きんに限る。)が確認された農場で家きんの飼養管理に直接携わっている者が直接の飼養管理を行っている他の農場において飼養されている家きん
オ 疫学調査の結果等により、患畜又は疑似患畜（イに掲げる家きんに限る。)と判定した日（発症していた日が推定できる場合には、発症日。以下「病性判定日」という。)から遡って７日目の日から現在までの間に当該患畜又は疑似患畜と接触したことが明らかとなった家きん
カ 疫学調査の結果等により、病性判定日から遡って７日目の日前に患畜又は疑似患畜（イに掲げる家きんに限る。)と接触したことが明らかとなった家きんであって、家畜防疫員が患畜となるおそれがあると判断した家きん

(2) 低病原性鳥インフルエンザ
病性判定の結果等に基づき、次の家きんを低病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜とする。ただし、高病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜と判定されるものを除く。
① 患畜
分離されたウイルスがH５又はH７亜型のA型インフルエンザウイルスであって、病原性判定試験により病原性が低いと判断される家きん
② 疑似患畜
ア 患畜が確認された農場で飼養されている家きん
イ 血清抗体検査によりA型インフルエンザウイルスに対する抗体が検出された家きんが確認された農場において、採材した検体についての遺伝子検査によりH５又はH７亜型のA型インフルエンザウイルスに特異的な遺伝子が検出された家きん
ウ 分離されたウイルスについて、遺伝子検査によりH５若しくはH７亜型に特異的な遺伝子が検出され、又はHI試験によりH５若しくはH７亜型であると確認された家きん
エ 血清抗体検査によりH５又はH７亜型のA型インフルエンザウイルスに対する抗体が検出された家きんが確認された農場で飼養されており、抗体の陽転又は抗体価の上昇が確認された家きん
オ イからエまでに掲げる家きんが確認された農場において飼養されている家きん
カ 患畜又は疑似患畜（イからエまでに掲げる家きんに限る。)が確認された農場で家畜の飼養管理に直接携わっている者が直接の飼養管理を行っている他の農場において飼養されている家きん
キ 疫学調査の結果等により、患畜又は疑似患畜（イからエまでに掲げる家きんに限る。)の病性判定日から遡って７日目の日から現在までの間に当該患畜又は疑似患畜と接触したことが明らかとなった家きん
ク 疫学調査の結果等により、病性判定日から遡って７日目の日前に患畜又は疑似患畜（イからエまでに掲げる家きんに限る。)と接触したことが明らかとなった家きんであって、家畜防疫員が患畜となるおそれがあると判断した家きん

3 農場監視プログラムの対象家きん
ウイルスが分離されずに、H５又はH７亜型のA型インフルエンザウイルスに特異的な抗体が検出された家きんを飼養する農場については、第15の農場監視プログラムを適用する。

第６ 病性判定時の措置
1 関係者への連絡
(1) 都道府県は、家きんが患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、次の者に対し、その旨及び発生農場（高病原性鳥インフルエンザの患畜若しくは疑似患畜（第５の２の(1)の②のイに掲げる家きんに限る。)又は低病原性鳥インフルエンザの患畜若しくは疑似患畜（第５の２の(2)の②のイからエまでに掲げる家きんに限る。)が確認された農場をいう。以下同じ。)の所在地について、電話、ファクシミリ等により連絡する。
① 当該家きんの所有者
② 当該都道府県内の市町村
③ 当該都道府県の獣医師会、生産者団体その他関係団体
④ 隣接の都道府県
(2) 都道府県は、家きんが患畜又は疑似患畜でないと判定する旨の連絡を受けた場合には、その旨を当該家きんの所有者に連絡する。また、届出に係る異状の原因の調査を行い、その結果について当該家きんの所有者に説明するとともに、動物衛生課に報告する。

2 対策本部の設置及び国・都道府県等の連携
(1) 農林水産省は、患畜又は疑似患畜の判定後、速やかに、農林水産大臣を本部長とする農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部（以下「農林水産省対策本部」という。)を設置し、具体的な防疫方針を決定する。ただし、特段の必要があるときは、病性の判定前に設置する。
(2) 農林水産省は、動物衛生研究所、独立行政法人家畜改良センターその他の関係機関の協力を得て、次の職員等を発生都道府県に派遣する。
① 国の防疫方針を都道府県に正確に伝達し、国と都道府県が連携を密にできるよう調整する職員
② 国の防疫方針の改定（緊急防疫指針の策定を含む。)を適時適切に行うための感染状況の正確な把握を行う疫学の専門家
③ と殺及び埋却等の防疫措置に習熟し、都道府県の具体的な防疫措置をサポートする緊急支援チーム
④ 食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会に設置する疫学調査チーム
(3) 都道府県は、農林水産省対策本部の決定した防疫方針に即した具体的な防疫措置を円滑に実行するため、患畜又は疑似患畜の判定後、速やかに、関係部局で構成する都道府県鳥インフルエンザ防疫対策本部（以下「都道府県対策本部」という。)を設置する。ただし、円滑・的確な防疫対応を行う上で特段の必要があるときは、病性の判定前に設置する。
(4) 都道府県は、都道府県対策本部について、その役割及び機能が円滑かつ十分に発揮できるよう、防疫作業、資材調達、疫学調査、広報、出納管理等の本部内での役割分担を定める。
(5) 農林水産省から派遣された(2)の①の職員は、都道府県対策本部に出席し、農林水産省対策本部の決定した防疫方針を伝達し、必要な調整を行う。
(6) 都道府県対策本部は、防疫措置を円滑に実行するため、市町村、獣医師会、生産者団体等との連絡体制を構築する。
(7) 農林水産省は、都道府県からの申請に応じ、速やかに、保有する防疫資材・機材を譲与し、又は貸し付ける。